

岡山県南広域都市計画高度利用地区の変更について（倉敷市決定）

都市計画高度利用地区を次のように変更する。

種 類	面 積	建築物の 容積率の 最高限度	建築物の 容積率の 最低限度	建築物の 建ぺい率 の 最高限度	建築物の 建築面積の 最低限度	備 考
高度利用地区 (阿知3丁目東地区)	約1.7 ha	50/10	20/10	7/10	200 m ²	
(注) ただし、建築基準法第53条第3項各号のいずれかに該当する建築物にあっては1/10を、同項各号のいずれにも該当する建築物又は同条第5項第1号に該当する建築物にあっては2/10を加えた数値とする						

「位置、区域は計画図表示のとおり」

変更理由

当該区域において、倉敷市が公共施設の配置及び規模を見直したことにより空地等が確保されたため、壁面の位置の制限を変更する。